

住宅リフォーム支援事業補助金交付申請時の留意事項

確認しましたら、右ヘチェックマークを入れてください。

●工事に関すること

		申請者	業者
1,	すぐにリフォームしなければならないなどの勧誘には気を付けてください。		
2,	悪質な業者に騙されないよう、情報収集と慎重な業者選びを実施してください。		
3,	業者の選定・契約内容、工事の進捗管理など、工事に関することは、申請者の自己責任となります。		
4,	リフォーム工事やブロック塀撤去後の新設工事は、工事の内容に応じて法令を遵守してください。		

●申請に関すること

		申請者	業者
1,	交付申請・着手・実績報告において、申請者が確認を行い提出してください。(書類の不備や提出遅れがある場合、要綱第15条及び第16条の規定により補助金の取り消しや返還となる場合があります)		
2,	沖縄市住宅リフォーム支援事業は、国・県の補助金を活用している為、補助金交付に係る書類の写しを国・県へ提出する場合があります。予めご了承ください。		
3,	沖縄市住宅リフォーム支援事業の補助を受けようとする工事について、国・県又は市の他の制度による補助や扶助を受けて居る場合は、補助申請に問題ないのか補助・扶助担当窓口へ確認されてください。 ※補助・扶助には、生活保護、沖縄市介護保険課・障害福祉課の住宅改修を含みません。		
4,	沖縄市へ補助金を請求する場合、確定通知書の発行日から14日以内に沖縄市へ請求してください。		

私は、上記を十分理解した上で申請いたします。

申請者氏名：

印

施工業者氏名：

印